

## 第 5 章

### 重点整備地区以外の対応

## 1 重点整備地区以外の対応に関する基本方針

- ・基本的には、各関係機関（公共交通事業者、道路管理者、公安委員会等）がそれぞれの方針に基づき、事業計画を策定し、平成 22 年を目途に整備を進める。
- ・継続的に対応していくため、（仮称）新宿区障害者・高齢者等交通バリアフリー検討委員会で協議し、整備優先度の高い箇所から順次整備を進める。
- ・隣接地区のバリアフリー基本構想との調整を踏まえ、一体的に整備を進める。
- ・区の実施計画等に位置づけ、引き続き交通バリアフリーの積極的な整備促進を図る。

## 2 関係機関別対応方針

### （1）公共交通事業者

- ・重点整備地区以外についても、優先度の高い箇所から順次バリアフリー化を進める。
- ・公共交通事業者による旅客施設等のバリアフリー化を進めるため、エレベーター・エスカレーター等の設置に対して区より補助を行う事等により促進する。（比較的利用者の少ない駅を対象）

### （2）道路管理者，公安委員会等

- ・各種事業の活用等により、安全で快適な歩行空間を整備し面的にバリアフリー化を推進する。

参考 事業を進めるための支援策（補助事業等）一覧

### （1）鉄道駅等のバリアフリー化に関する支援メニュー

番号	鉄道駅等のバリアフリー化	国の窓口	都の窓口
1	交通施設バリアフリー化設備整備費補助金制度	国土交通省 鉄道局 業務課	福祉保健局 生活福祉部 地域福祉推進課
2	鉄道駅総合改善事業費補助（鉄道駅移動円滑化施設整備事業）制度	国土交通省 鉄道局 業務課	福祉保健局 生活福祉部 地域福祉推進課
3	鉄道駅エレベーター等整備事業	-	福祉保健局 生活福祉部 地域福祉推進課
4	地下高速鉄道事業費補助	国土交通省 鉄道局 財務課	都市整備局 都市基盤部 調整課
5	都市再生交通拠点整備事業	国土交通省 都市・地域整備局街路課	都市整備局 都市基盤部 交通企画課
6	人にやさしいまちづくり事業	国土交通省 住宅局 市街地建築課	都市整備局 市街地建築部 市街地企画課
7	地域活性化事業（少子・高齢化事業）	総務省 自治行政局 地域振興課	総務局 行政部 区政課、市町村課
8	鉄道駅施設のバリアフリー化についての地方財政措置	総務省 自治財政局 財政課	総務局 行政部 市町村課

(2) 道路、駅前広場、公共用施設等のバリアフリー化に関する支援メニュー

番号	道路、駅前広場、公共用施設等のバリアフリー化	国の窓口	都の窓口
5	都市再生交通拠点整備事業 (再掲)	国土交通省 都市・地域整備局 街路課	都市整備局 都市基盤部 交通企画課
6	人にやさしいまちづくり事業 (再掲)	国土交通省 住宅局 市街地建築課	都市整備局 市街地建築部 市街地企画課
8	地域活性化事業(少子・高齢化事業) (再掲)	総務省 自治行政局 地域振興課	総務局 行政部 区政課、市町村課
9	道路交通環境改善促進事業	国土交通省 都市・地域整備局 街路課	都市整備局 都市基盤部 交通企画課
		道路局 地方道・環境課	建設局 道路管理部 安全施設課
10	交通結節点改善事業	国土交通省 都市・地域整備局 街路課	都市整備局 都市基盤部 施設計画課
		道路局 地方道・環境課	建設局 道路管理部 安全施設課
11	まちづくり総合支援事業	国土交通省 都市・地域整備局 まちづくり推進課	都市整備局 都市づくり政策部 開発プロジェクト推進室
12	特定交通安全施設等整備事業	国土交通省 道路局 地方道・環境課	建設局 道路管理部 安全施設課
13	電線共同溝整備事業	国土交通省 都市・地域整備局 街路課	都市整備局 都市基盤部 施設計画課
		道路局 地方道・環境課	建設局 道路管理部 安全施設課
14	東京都土木費補助 (交通安全施設等整備事業)	-	建設局 道路管理部 安全施設課
15	福祉のまちづくり地域支援事業	-	福祉保健局 生活福祉部 地域福祉推進課